

函館市ひとり親家庭技能習得支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号。）に定めるもののほか、函館市ひとり親家庭技能習得支援給付金（以下「技能習得支援給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技能習得支援給付金の支給)

第2条 市長は、ひとり親家庭の父または母の高等職業資格（函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱第5条各号に掲げる資格をいう。）の取得に係る養成訓練の受講費用の負担を軽減し、安定した修業環境を提供するため、技能習得支援給付金を支給する。

(支給対象者)

第3条 技能習得支援給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者という。」）は、養成機関において修業を開始した日以後において、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 函館市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱に基づく給付金（以下「訓練促進給付金という。」）の支給を受けている者

(2) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定により認定された職業訓練を受けていない者

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第3項に規定する公共職業訓練等の受講の指示を受けていない者

(4) 国が実施する事業で別に定めるものにより次条の技能習得支援給付金の支給額を超える支援等を受けていない者

(支給額等)

第4条 技能習得支援給付金の支給額は、支給対象者が養成訓練の受講のために養成機関に支払った費用（以下「授業料等」という。）の2分の1に相当する額（その額が50万円を超えるときは、50万円）

とする。ただし、函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業実施要綱第5条第2号の規定に基づく支給を受ける場合にあっては、当該額から同号に規定する支給予定額の年額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 授業料等が複数年度にわたる修業期間に係るものである場合の各年度の支給額は、前2項の規定により算定した額を修業期間の月数で除して得た額に、申請のあった日の属する年度の修業期間の月数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、修業期間の最終年度の最終支払月に支払うものとする。

(技能習得支援給付金の支給申請および支払計画)

第5条 技能習得支援給付金の支給を受けようとする者は、訓練促進給付金の支給決定通知書を受領した日から15日以内に、別記第1号様式の申請書兼支払計画書に当該年度に係る授業料等の支払い予定額を確認できる書類を添えて申請しなければならない。

(支給決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、内容の審査および必要な調査等を行った上、支給決定をしたときは、別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

(技能習得支援給付金の支給時期)

第7条 前条の規定により支給決定をした技能習得支援給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該支給決定をした額の2分の1に相当する額をそれぞれ支給する。

(1) 4月分から9月分までの授業料等に係る技能習得支援給付金

当該支給決定をした日の属する月の翌月末日

(2) 10月分から3月分までの授業料等に係る技能習得支援給付金

9月末日

2 前項の規定にかかわらず、9月以後に技能習得支援給付金の支給決定をした場合は、当該支給決定をした日の属する月の翌月末日までに、

当該支給決定をした額を支給する。

- 3 授業料等が複数年度にわたる修業期間に係るものである場合の第1項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは「うち次の各号に掲げる区分に係る月数分」とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、同一講座において函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業実施要綱第4条第3号の規定に基づく講座（以下「当該教育訓練講座」という。）を受講している者のうち、当該教育訓練講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練講座に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等しなかった者については、受講開始日における雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の受給資格の有無にかかわらず、当該教育訓練講座を修了した日の翌日から起算して1年を経過した後の翌月月末までに、別記第2号様式の通知書により通知した額を支給する。なお、当該教育訓練講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練講座修了時点で就職等している場合を含む）者については、受講開始日における専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無にかかわらず、函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の額が技能習得支援給付金の額を上回るため支給は行わない。

（支給額変更の届出）

第8条 技能習得支援給付金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、支給対象者に該当しなくなる等の事由により、第6条の規定により支給決定をした額に変更があったときは、当該事由が発生した日から14日以内に、別記第3号様式の申請書を市長に提出しなければならない。

（支給額の変更通知）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった者について、第6条の規定により支給決定をした額の変更を認めるときは、当該額を変更し、別記第4号様式の通知書により当該者に通知するものとする。

(技能習得支援給付金の実績報告)

第10条 受給者は、技能習得支援給付金の支給を受けた日の属する年度の3月15日までに、別記第5号様式の報告書に養成機関の長が証明する別記第6号様式の確認書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、支給対象者に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日から14日以内に、市長に提出しなければならない。

(技能習得支援給付金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、技能習得支援給付金の額を確定し、別記第7号様式の通知書により通知するものとする。

(技能習得支援給付金の返還)

第12条 市長は、虚偽その他不正な手段により技能習得支援給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

(細則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年8月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の日において、受給対象者である者が、令和元年度において、技能習得支援給付金の支給の申請を行おうとする者に係る第5条の規定の適用については、「高等技能訓練促進給付金の支給決定通知書を受領した後15日以内」とあるのは「令和元年9月30日まで」とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月26日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。